

## 特記仕様書（案）

### 第1条 業務の目的

本業務は、国道121号において現在の道路現況及び周辺地域の将来計画等（以下道路現況等という）を把握し、山形県・福島県・栃木県における本線の「地域における役割」及び東日本地域における本線の「広域的な役割」を明確にし、今後の道路整備計画及び道路管理計画に反映させるものである。

### 第2条 業務の対象

検討対象地域は、国道121号を中心とする「地域エリア」※<sub>1</sub>及び「広域エリア」※<sub>2</sub>とするが、本業務の分析・取りまとめにおいて、目的の達成のために不足するエリアがある場合は、必要に応じてエリアを拡大するものとする。

※1：地域エリアとは、山形県（米沢市）・福島県（喜多方市・湯川村・会津若松市・下郷町・南会津町）・栃木県（日光市・宇都宮市）であり、以下「地域エリア」と言う。

※2：広域エリアとは、南東北及び北関東（一部北陸含む）地域であり、以下「広域エリア」と言う。

### 第3条 業務内容

#### （1）計画準備

業務の目的・主旨を把握し、業務計画書を作成する。

#### （2）道路現況等の把握

国道121号及び沿線を含む周辺地域における地域振興計画・道路整備計画・道路管理の状況・道路交通量及び、現在の社会状況（産業、観光、生活、交通、医療、防災等）に関する資料を収集し、道路現況等を整理する。

#### （3）期待される効果の検討について

重要拠点を結ぶ国道121号の「地域エリア」や「広域エリア」における役割や利用形態等について検討を行う。

検討に際しては、以下の視点に基づき行うものとする。

- ① 県境を超える広域交通を確保するという広域性の視点
- ② 災害時においても広域交通を安定的に確保するという信頼性の視点
- ③ 広域レベルの経済・社会活動の中核となる重要な拠点間を効率的・効果的に連

絡する視点。

- ④ 我が国の経済・社会活動を根幹から支えるという視点
- ⑤ 地域振興と共に地域の生活を支える重要な基盤であるという視点
- ⑥ 国土づくり・地域づくりにおける国の基本的な役割として、効率性を重視しつつ、国土や地域の骨格形成、国土の保全、大都市地域の都市機能の維持・向上といった国土全体を適正に管理するという視点
- ⑦ 道路の空間に幹線のライフラインや高度情報通信網を収用・保全しているという視点
- ⑧ 観光振興、インバウンド推進等、地域間の活発な交流を支え、活力ある国土づくり・地域づくりを推進する視点
- ⑨ その他、必要な視点

#### (4) 成果とりまとめのイメージ

対象エリア	業務内容	現在	将来形
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域エリア</li> <li>・ 広域エリア</li> </ul>	資料収集 道路現況等整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域振興計画</li> <li>・ 道路整備計画</li> <li>・ 道路管理の状況</li> <li>・ 道路交通量</li> <li>・ 現在の社会状況</li> </ul>	—
	期待される効果の検討	・ 役割、利用形態等の検討	・ 役割、利用形態等の検討
	成果とりまとめ	・ 重要性及び道路整備の方向性等を整理	・ 今後担う役割をとりまとめ

#### (5) 国、近県との協議資料等作成

本成果を基に、国土交通省、山形県及び栃木県等の関係機関との協議資料の作成及び路線のPR用パンフレット等を作成する。

#### (6) 報告書作成

調査・検討結果をとりまとめ報告書を作成するとともに、調査検討結果の要点についてとりまとめた概要版を作成するものとする。

#### (7) 打合せ

打合せ時期及び回数は以下のとおりとし、すべての打合せにおいて必ず管理技術者が出席すること。

- ① 業務着手前 1回
- ② 業務中間時（中間業務報告） 3回

- ③ 成果品納入時 1回
- ④ その他、発注者が必要と認めた時

#### 第4条 仕様等

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書に従うほか、福島県土木部指定「共通仕様書〔業務委託編〕」によるものとする。

#### 第5条 貸与資料

共通仕様書第1113条に定める委託者が貸与する資料は次のとおりとする。

	資料の名称	部数	備考
1			
2			

#### 第6条 成果品

成果品は、共通仕様書で定めるほか、下記のを提出するものとする。

	名称	数量	備考
1	報告書	1	
2	電子媒体（CD-R）	1	

#### 第7条 電子納品

- 本業務は電子納品の対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に示されたファイルフォーマット等に基づいて作成されたものを指す。
- 原則、紙媒体と電子媒体の両方による納品は行わないものとし、電子納品対象項目、成果品納品、検査方法等について、監督員との電子納品に関する事前協議（以下、「事前協議」という。）により決定するものとする。なお、電子による検査が困難な場合、発注者がA3版程度に印刷したものを用意するか、若しくは、受注者の内部審査、照査に使用した印刷物を利用し受検できることとする。
- 成果品の提出は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R等）で1部とする他、事前協議により決定する。なお、「要領」で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。
- 成果品の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により「要領」に適合していること、CADソフト付属のチェック機能等によりCAD製図基準に適合していることのチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

## 第8条 積算基地

本業務における積算基地は下記によるものとする。

打合せ等に要する旅費積算上の積算基地は受託者が所在する市役所等とし、契約後の積算基地の変更は行わない。

## 第9条 秘密の保持

受注者は本業務のために発注者より貸与された資料及び本業務で知り得た事項や成果について、発注者の許可無く他に公表や貸与してはならない。

## 第10条 契約内容の変更

契約内容の変更については、業務の実施体制を変更する必要がある場合に、発注者と受注者の協議により行うものとする。

## 第11条 技術者の変更

管理技術者及び担当技術者は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き変更できない。ただし、下記条件を全て満たす場合は変更を認めるものとする。

- (1) 変更する技術者について、変更前の技術者と同等以上の資格・実績等を有していること。
- (2) 発注者が認めた者であること。
- (3) 技術者配置後、1年程度経過していること。
- (4) 技術者の変更協議が、変更日の2ヵ月前までに行われていること。

## 第12条 提出書類の様式

- (1) 受注者は、共通仕様書（業務委託編）に定める様式により書類を提出しなければならない。

## 第13条 その他

---

---

---